

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目次

◇告 示 保険医の登録（保険課）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による医療機関の指定の辞退（"）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇公 告 交通誘導警備に係る検定の実施（"）

告 示

鳥取県告示第六百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり

告示する。

平成五年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井上 義明	鳥医第四、七五三号	平成五年七月九日
遠藤 昭博	鳥医第四、七五四号	"
坪井 麻理子	鳥医第四、七五五号	"
太田原 経子	鳥医第四、七五六号	"
山崎 章	鳥医第四、七六七号	"
三上 真顯	鳥医第四、七五八号	"
龍河 敏行	鳥医第四、七五九号	"
加藤 隆	鳥医第四、七六〇号	"
小川 寿	鳥医第四、七六一号	"
村上 潤	鳥医第四、七六二号	"
田端 秀行	鳥医第四、七六三号	"

倉元健志	高野洋寿	音田 貢	吉野三也	坂本成司	榎崎晃史	手島 佐知子	成田 亜希子	西村 慶子	磯山 忠広	鈴木 伸生	垣 隆之	鮎谷 資樹	石原 涼子	難波 由喜子	豊島 光雄
鳥歯第六二七号	鳥歯第六二六号	鳥歯第六二五号	鳥歯第六二四号	鳥医第四、八〇七号	鳥医第四、八〇六号	鳥医第四、八〇五号	鳥医第四、八〇四号	鳥医第四、八〇三号	鳥医第四、八〇二号	鳥医第四、八〇一号	鳥医第四、八〇〇号	鳥医第四、七九九号	鳥医第四、七九八号	鳥医第四、七九七号	鳥医第四、七九六号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

瀬戸川 章	林 裕子	小笠原 聡子	前田 真伸	土居 充	小谷 倫子
鳥医第四、八〇八号	鳥医第四、八〇九号	鳥医第四、八一〇号	鳥医第四、八一一号	鳥医第四、八一二号	鳥医第四、八一三号
平成五年七月十四日	"	"	"	"	"

鳥取県告示第六百五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年八月三日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社平福薬局	西伯郡中山町田中七五八一	平成五年七月二十八日
都田薬局	米子市道笑町二丁目一〇八	"

森医院	八頭郡河原町大字曳田一一七	"
三愛薬局	気高郡青谷町大字青谷四〇七 七一二四	"
薬局山本	米子市河内五八二一一	"
薬局レセータ	米子市中島三九一一	"
有限会社こやま 薬局東支店	鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一一二〇	"

鳥取県告示第六百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
伊達外科医院	鳥取市永楽温泉町三〇二	平成五年六月二十三日
佐々木医院	八頭郡河原町大字中井二六二 一五	平成五年六月十三日

鳥取県告示第六百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年八月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字奥沢見字銚子口一三三三の六三、一三三三の六四、一三三三の六九
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年八月三日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フイバーオールセブ ンII	株式会社三共
"	フイバーメタルボール カノII	"
"	フイバーレジェンド GP	"
"	フイバー大相撲 I	"
"	フイバーレジェンド III	"
"	フイバーパワフルV	"

"	フイバーメタルボール カノI	"
"	フイバーフェスティ バルII	"
"	CRダーリンIII	"
"	CRローリングゴング I	"
"	CRキアノソウα	株式会社ユーギン
"	カルメン	"
"	CRキアノリン	"
"	エキサイトバトル	"
"	リゾート	京楽産業株式会社
"	遊ぶんジャー	"
"	CRラスベガス	"
"	スラッシュ	"
"	フイバーオールセブ ンDI	株式会社大同
"	神龍2	株式会社竹屋
テレビンボール遊技機	ラスベガス2	太陽電子株式会社
回胴式遊技機	SOLEX	ユニバーサル販売株式会 社

公 告

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成5年8月3日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備 2級
- 2 実施期日
平成5年11月13日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで
- 3 実施場所
東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 検定試験の内容
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 車両等の誘導に関すること。
エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験
ア 車両等の誘導に関すること。

イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

5 受検資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県内に住所を有すること。
 - (2) 平成5年11月13日現在満18歳以上であること。
 - (3) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法1」という。）第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
 - (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により、検定の合格を取り消された者にあつては、当該取り消しの日から起算して3年を経過していること。
- 6 検定申請書の受付期間
平成5年9月1日（水）から同年10月15日（金）まで
 - 7 検定申請書の提出先
申請者の住所を管轄する警察署
なお、郵送による検定申請書の提出は、受け付けない。
 - 8 検定申請書の提出部数及び添付書類
検定申請書は、正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。
ア 履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
イ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村長の証明書
ウ 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
エ 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
オ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景

の縦の長さ8.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真
で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

9 検定手数料及びその納付方法

検定手数料は21,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を検定
申請書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消
印をしないこと。

10 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察
本部防犯少年課(電話0857-28-0111)にすること。